

生駒市条例第8号

生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(生駒市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 生駒市子ども医療費助成条例(昭和48年10月生駒市条例第27号)

の一部を次のように改正する。

第3条中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 助成金は、規則で定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。

2 医療費の助成の対象となる子どもが出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合において、対象者が次条第1項の規定による証明書の交付を受けているときは、前項の規定にかかわらず、医療機関等(市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等をいう。以下同じ。)から提供される情報に基づいて審査支払機関(奈良県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。以下同じ。)から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項に規定する対象者からの申請があったものとみなす。

3 市長は、審査支払機関から前項の規定による報告を受けたときは、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、第1項の規定にかかわらず、対象

者への助成金の支給があったものとみなす。

第4条第2項中「対象者」を「前項の規定による証明書の交付を受けた対象者」に、「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」を「医療機関等」に改める。

第5条中「対象者」を「前条第2項に規定する対象者」に改める。

第7条の3中「対象者」を「第4条第2項に規定する対象者」に改める。

(生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条第2項を削る。

第3条の2を第3条の3とし、第3条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 助成金は、規則で定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、対象者の親権を行う者又は未成年後見人その他の者で現に対象者を保護する者（以下これらを「保護者等」という。）からの申請に基づいて支給することができる。

2 対象者が、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合において、第4条第1項の規定による証明書の交付を受けているときは、前項の規定にかかわらず、医療機関等（市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等をいう。以下同じ。）から提供される情報に基づいて審査支払機関（奈良県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。以下同じ。）から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項に規定する対象者又は保護者等からの申請があったものとみなす。

3 市長は、審査支払機関から前項の規定による報告を受けたときは、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成金の支給があったものとみなす。

第4条第2項中「対象者」を「前項の規定による証明書の交付を受けた対象者」に、「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」を「医療機関等」に改める。

第5条中「対象者」を「前条第2項に規定する対象者」に改める。

第7条の3中「対象者」を「第4条第2項に規定する対象者」に改める。

(生駒市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 生駒市心身障害者医療費助成条例（昭和47年3月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 助成金は、規則で定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。

2 対象者が、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合において、次条第1項の規定による証明書の交付を受けているときは、前項の規定にかかわらず、医療機関等（市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等をいう。以下同じ。）から提供される情報に基づいて審査支払機関（奈良県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。以下同じ。）から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項に規定する対象者からの申請があったものとみなす。

3 市長は、審査支払機関から前項の規定による報告を受けたときは、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成金の支給があったものとみなす。

第4条第2項中「対象者」を「前項の規定による証明書の交付を受けた対象者」に、「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」を「医療機関等」に改める。

第5条中「対象者又はその保護者」を「前条第2項に規定する対象者」に改める。

第7条の3中「対象者」を「第4条第2項に規定する対象者」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市子ども医療費助成条例の規定、第2条の規定による改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定及び第3条の規定による改正後の生駒市中心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。